

自主点検項目に係る不適切な事例

自主点検表（一般定期航路事業者及び不定期航路事業者でバリアフリー対象船のみ）に関し、自主点検項目に係る不適切な事例を以下に示しますので、自主点検を実施する際に参考にしてください。

自主点検項目	不適切な事例
<p>車いすの利用者が円滑に乗下船、船内移動できるよう、乗降用タラップ等の通路幅は80cm以上か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 乗降用タラップの通路幅が基準の80cmに満たない。 
<p>点字ブロック、車いすスペース上には障害物を置いていないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 点字ブロック上にマットが敷かれ、点字ブロックが隠れた状態となっている。  <ul style="list-style-type: none"> 車いすスペースが乗船券の販売スペースとして使用されている。  <p>乗船券販売スペースとして使用</p> <p>本来は車いすスペース</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 車いすスペース付近に車いすを固定するベルトが備え付けられていない。

自主点検項目	不適切な事例
<p>船内（車いすスペース等）に車いす固定用のベルトが船内に備え付けられているか。</p>	 <p>ベルトで車いすを固定</p>